

書あり 師あり 友ありて

いじめを許さない・誰もが過ごしやすい学校づくり 2

学校長 平田 高之



年度当初の「学校だより第51号」の「新年度のごあいさつ」の中で、「目指す学校像」として

- 生徒にとって**来て良かった**学校
- 保護者にとって**預けて良かった**学校
- 教職員にとって**勤めて良かった**学校
- 生徒の自尊感情を高め、生徒が、自分自身に、友達に、学級・学年・学校、ふるさとに、**大蔵中生であることに誇り**を持てる学校
- いじめを絶対に許さない、誰もが過ごしやすい学校

の実現に向けて、取り組んでいくことを書かせて頂きました。

11月は、先日お知らせしました「児童虐待防止月間」、そして「いじめ防止月間」でもあり、生徒会執行部でも取組を進めてくれました。

「いじめ防止」については、昨年度に、相手を傷つける言葉によるいじめや生徒間のトラブル等が発生したことから、「学校だより第30号」で、本校の「いじめ」に対する考え方や「いじめ防止」の取組についてお知らせしました。本年度も、同様の事案や先日実施しました「生活アンケート」の中で、同様のトラブルがみられたことから、再度、取り上げさせていただきます。

まず、「いじめ」とは、「どの学校にも、どの児童生徒にも起こりうる」、「人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼすもので、人として決して許される行為ではない」ものです。「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的することなく、いじめられている児童生徒の立場に立つことが大前提です。たとえ、加害者側が「悪気がなかった」、「いじめているつもりはなかった」としても、被害者側が、傷つけられる言葉により、心身の苦痛を感じたら「いじめ」とみなされます。

「いじめ」の定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの

「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)より

10月23日に大きく報道されていましたが、昨年度の「児童生徒の問題行動等生徒指導の諸問題に関する調査結果(文部科学省)」によりますと、全国の国公私立小中高校と特別支援学校の「いじめ認知件数」は、前年度より6万8,563件増え61万2,496件、心身に深刻な被害を

生じるなどの「重大事案」は723件と、いずれも過去最多を更新しています。

また、近年大きな問題となっている、携帯電話やスマートフォンなどでの誹謗・中傷といった「ネットいじめ」の認知件数も、過去最多の1万7,924件となっています。このことについては、本校では多くの生徒がネットを自由に使える環境にあるため、ネットトラブルに巻き込まれないよう、スマートフォンやネットのルールやマナーを身につけ正しく使用ができるよう、「生徒指導通信」や情報モラル講演会の実施等により指導をしているところです。

特に、「ネットいじめ」は、内容によっては、「いじめ防止対策推進法」と違い、「刑法」の適応を受け、民事上だけでなく刑事上の責任も発生します。特に、15歳となっている場合は、刑事責任能力があるとみなされます。市教育委員会法務担当課長(弁護士)に確認した内容です。

(1)刑事上の責任

○刑法230条(名誉棄損)

個人同士のやりとりではなく、SNS上で、グループや不特定多数の人が見ることができる中、「きもい」「くず」等の誹謗・中傷する内容を書き込んだ場合、被害生徒の名誉感情を害しているため、「名誉棄損」が適用される。

○刑法231条(侮辱)

SNS上で、多くの人が見ることができる中、「きもい」「くず」等の誹謗・中傷する内容を書き込んだ場合、悪口を言っているため、「侮辱」が適用される。

⇒両方にあたる場合は「併合罪」となる。その場合は、量刑の重い方が適用され、「名誉棄損」で処罰される。なお、刑法232条にあるように、いずれも「親告罪」となっているため、被害者側が、警察に被害届を出し告訴しないと成立しない。

(2)民事上の責任

民事上の責任も問われる。被害者側は慰謝料を請求することができる。相場は決まっていないが100万円になる場合もあり、生徒本人が賠償できるものではない。

「生徒指導通信 第4号」でお知らせしましたが、本市では、市教育委員会専門の監視員(コンサルタント)とアドバイザー契約を行い、インターネットを利用する上でのマナーやトラブルについて、学校へのフォロー指導を行う「ネット見守り活動」を実施していますが、学校ですべてを把握することは難しいことから、ご家庭でも気を付けて頂きますようよろしくお願いいたします。

なお、子どもさんの様子で気になること(例えば、服が汚れていた。学用品が壊されていた。擦り傷があった。必要以上にお小遣いをほしがる。等)がありましたら、すぐに学級担任、部活動顧問等、学校にご相談下さいますようお願い申し上げます。

「いじめが被害者の教育を受ける権利を奪い、心や体の健全な成長に大きな影響を与えるだけでなく、被害者の命や体に重大な危険を引き起こすおそれがあることをふまえて、子どもたちがかけがえのない個人として尊重される権利を守るために必要な方法、仕組みや、大人の責任を決めて、いじめの防止・早期発見・対処のための対策を進めていくこと」を目的とした「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえて、今後も「いじめを許さない・誰もが過ごしやすい学校づくり」に取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。なお、このことについて、何かご意見・ご質問等がありましたら、校長までご遠慮なくお聞きかせ下さい。